

〔三省錄衣服〕此頃までは、むかしの風義のこり、衣類なども、當時之様に華美なる事もこれなく、武士方は格別、その下々は、木綿合羽を著する人はなし、町人は猶以、御旗本衆五六百千石取らるゝは、供の中小姓は、紙合羽を著し、木綿合羽を所持せしは、家老用人ばかり也、當時は、小もの中間下女半女まで、木綿合羽を著す世界になれり。(中略)元正間記

〔御徒目付勤方〕初泊之事

一挾箱之中江入置候品略○中

一半合羽○下

〔淺草御藏舊例書〕小買物定直段略○中

一青漆合羽。但丈貳尺七寸六分袖下壹尺四寸

壹ツニ付

六匁 文字屋孫七

一赤合羽。

但右同斷

壹五匁付

同人

〔嬉遊笑覽服飾〕合羽長短の事、木綿合羽、元文頃迄は、武家は紺黒の半合羽なりしが、町人は紺花色小倉織肥後木綿などの長合羽、元文の頃、武家も長合羽になる、其後木綿のかすり織、芭蕉布、葛布、歷々は享保頃より羅紗羅脊板寶曆の頃より、黒琥珀、七々子織、黒丹後等なり。

〔守貞漫稿十四〕合羽○中

男服略○圖

京坂ニテ引廻シ合羽ト云

坊主合羽○圖

京坂ニテ引廻シ合羽ト云

此合羽ハ専ラ表紺ノ大縞或ハ紺ガスリ、木綿裏茶木綿等蓋表裏ノ間ニ揉タル厚紙ヲ挾ミタリ、衿紋派或ハ羅紗等、又此ヲ合羽裁ニハ全幅ヲ左圖ノ如ク斜ニ裁テ、各細キ方ヲ上ニ縫也。(中略)圖

近世江戸入用之者甚稀也、京坂ノ人モ漸ク少ト雖ドモ未廢之、馬上ニテ往還スル三度飛脚ノ宰領ト云者ハ各必ズ用之、蓋三都トモ市中ニハ不用之、旅行ノミ用之、又旅中モ雨ニハ不用之、雨中ニハ桐油紙合羽ヲ用フ、此形ト同キ紙合羽ヲ袖ナシ合羽、又ハ坊主合羽ト毛云、因白袖アル桐油紙合羽ヲ豆藏合羽ト云、三都トモ古キ小兒ノ弄物ニ豆藏ト云モタアリ、江戸ニテ與次郎兵衛、略